

第52回甲賀市水道事業審議会 概要報告

1. 開催日時 令和7年7月16日（水） 午後2時00分から午後4時15分まで
2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301
3. 議 題 令和6年度甲賀市水道事業会計決算について
第2次甲賀市水道ビジョン実施計画について
4. そ の 他
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出 席 者
委 員 西谷委員、渡邊委員、岩田委員、大間知委員、梅本委員、
鵜飼委員、成田委員、以上7名

事務局 上下水道部 西田部長、山中次長
上水道課 徳田課長、柚木課長補佐、小谷係長、久常係長
上下水道総務課 谷口次長兼課長、山本課長補佐、武村係長、三澤係長
7. 傍聴者数 0人
8. 会議資料 別紙のとおり
9. 議事の概要

○出席委員数の報告

出席委員は10名中7名で、委員の3分の2以上の出席であることから、甲賀市水道事業審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告

○会議内容の公開又は非公開について

会長 本日の会議内容の公開、非公開について、当審議会は市の附属機関にあたるため公開が原則です。

資料には個人情報など非公開にしなければならない内容は含まれていないので、全て公開とし、議事録での発言者は個人名ではなく、委員として公開させていただきます。

（全員異議なし）

○報告

事務局

—— 令和6年度甲賀市水道事業会計決算について
資料に基づき説明

(質疑)

委員

11ページに記載されている甲賀地域の自己水の割合が前年度より高くなったとのことだが、この割合が高くなると、何か影響や変化があるのか。

事務局

自己水の割合が高くなっても、大きな影響はありません。県水より安価になる部分があります。自己水源には限りがあるため、将来的には水が出にくくなったり、取水が困難になったりする可能性はありますが、現状の割合の変化では特別な影響はないと考えています。

委員

16ページに記載されている「不納欠損」について、どのような条件で不納欠損と見なされるのか。

事務局

不納欠損は「債権管理条例」に基づき、居所不明、破産など、債権の回収がどうしてもできない場合に、承認を得て欠損処理を行っています。

委員

現年度で不納欠損となる事例はこれまでもあったのか。

事務局

現年度で破産宣告を受け、回収できなかったケースが時々発生します。

会長

自己水と県水のバランスはどのように決定しているのか。

事務局

自己水で賄える土山と信楽は100%自己水で運用しています。また、水口は100%県水で、甲賀と甲南は両方で賄っております。自己水で不足する分を県水で賄っております。結果として市全体で約35%自己水、約65%県水のバランスとなっています。

会長

自己水源の割合が高くなるというのは、自己水源の量が増えたのか、県水の量が減ったのか、どちらか。

事務局

例えば甲賀町において自己水の割合が高くなったのは、岩室浄水場への県水流入量が以前は1時間あたり70トンで流入していましたが、現在は55トンに調整されており、減少分を自己水で補っているからです。

会長

どうして55トンになったのか。

事務局

企業庁側での調整によるものです。調整による影響はありません。

- 会長 未収金に関して、貸倒引当金を立てているのか。
- 事務局 予算では予測に基づいて引当金を計上し、それを不納欠損に充当しています。
- 委員 令和５年度より有収率が約２．３１％低下したことについて、原因と対策についてどう考えているか。
- 事務局 漏水が道路面に出て来なかったため長期間、発見が遅れたこと、大規模工事による洗管作業、人口減少に伴う残留塩素を保持するために捨水を行っていることなどが影響しています。
対策として今年度からは AI による劣化診断を漏水調査前に実施し、漏水箇所の早期発見に努めていきます。
- 委員 水口の内貴橋や信楽の老朽管更新工事について、仮設工事中に漏水が発生したため有収率が下がったのか、それとも漏水修理のための工事だったのか。
- 事務局 仮設工事中に漏水があったわけではありません。新しい管を設置した際に、洗管作業を長時間行ったため、それが水口や信楽地域の有収率低下に影響しています。
- 委員 洗管作業による排出水量というのは、有収率に影響を与えるほどの量なのか。
- 事務局 洗管作業は長時間行うため、有収率に多少影響を与えています。
- 会長 有収率低下の原因は、工事によるやむを得ない排水と、管に穴が開いた漏水と、どちらの割合が大きいのか。
- 事務局 正確な割合を出すのは難しいですが、昨年度の修繕件数は前年度の４５３件から増加して５１３件でした。一定量の漏水は常にあるため、その割合も大きいですが、例年との差はやはり工事に伴う洗管などの影響が大きいと考えています。
有収率低下のもうひとつの要因として、人口減少があります。水道水の使用量が減ると管内の水の流れが悪くなり、塩素濃度が低下しやすくなります。水質安全確保のために、末端の配水管内の水を捨水にしますが、その箇所が徐々に増えてきています。末端が空き家の場合、水が滞留するため、一定の水質基準を保つために水を流す必要が生じます。

会長 甲賀市は合併により複数の独立した浄水場や水道系統を抱えており、合併前に存在したそれぞれの地域の課題を一つの市で管理しているため、非常に複雑で運営が大変である。その結果、有収率が一般的な90%超に比べて約87%と低めになっているのは、甲賀市特有の事情によるものかと思う。

委員 513件の修繕のうち、配水管の漏水修理は何件だったのか。

事務局 513件の修繕の内訳は、配水管は前年度77件から5件増加の82件、宅内への給水管が418件、舗装修繕が13件で、配水管の82件は漏水修理として扱っています。

事務局 —— **第2次甲賀市水道ビジョン実施計画について**
資料に基づき説明

(質疑)

委員 (質問なし)

事務局 —— **その他 (スマートメーターについて)**
資料に基づき説明

(質疑)

委員 1点目は、スマートメーターによる漏水検知について、宅内のみの漏水を指すのであれば、宅外の漏水を解消できるイメージを受けるので、表現の修正が必要ではないか。

2点目は、スマートメーター設置にかかる費用はどのくらいなのか。

3点目は、クラウドサービスを経由することで、メーター業者に個人情報流出することはないのか。

事務局 1点目について、宅内での漏水を検知するものなので、表現について、修正します。

2点目について、スマートメーター本体や発信機など、設置にかかる費用は市が負担しますので、使用者（市民）への請求はありません。設置費用については現状の一般家庭用13mm水道メーターと比較して、スマートメーターは10倍程度となります。また、通信費もかかり、現状では料金収入で費用を回収できないため、全域導入ではなくモデル事業として地域を限定して検討しています。全域導入となると、年間1億円程度の赤字が生じる見込みです。

3点目について、クラウド上には個人を特定できる住所や氏名は保存されず、識別番号のみが記録されます。その識別番号と個人情報の紐付けは市役所側で厳重に管理しています。

会長 スマートメーターの耐用年数はいつまでか。

事務局 計量法に基づき、8年と定められています。

会長 導入費用を8年で割って年間通信費を合わせると収益では賄いきれないとのことだが、検針員確保の難しさを考慮すると避けられないことでもある。
将来の工事資金への影響を考慮し、どこまで費用を許容できるかの議論が必要になる。
見守りサービスなど付加価値をつけて料金回収する方法も検討の余地がある。
個人の宅内メーターだけでなく、地区ごとの本管にスマートメーターを設置し、流量監視を行う計画はあるか。

事務局 現在、水口地域の一部ではブロックごとの流量監視を定期的なデータ回収により行っておりますが、本管へのスマートメーター設置については、まだ具体的に検討しておらず、現在のモデル地域の効果や費用対効果を検証しながら、今後の展開を判断していく予定です。

事務局 ——— その他 (AIを活用した管路劣化診断について)
資料に基づき説明

(質疑)

委員 (質問なし)

会長 他にご意見・ご質問もないようですので、本日の議事を終了いたします。